

大安協発 第 7-115 号

令和 7 年 12 月 22 日

会 員 各 位

一般社団法人 大阪府高圧ガス安全協会

会 長 光 村 公 介



液化石油ガスの販売に関する法令遵守の徹底について（注意喚起）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会に格別のご支援を賜わり厚く御礼を申し上げます。

さて、販売事業者登録のない事業者が液化石油ガスを直接、一般消費者に販売する事案があり、また、その事業者に対し液化石油ガスを販売していた販売事業者も保安台帳を備えていなかったことが判明しました。

つきましては、法令遵守の徹底、再発防止を図るため、関係者への注意喚起を周知するよう大阪府危機管理室消防保安課長より通知がありましたのでお知らせします。

敬 具

一般社団法人大阪府高圧ガス安全協会
会長 光村 公介 様

大阪府危機管理室消防保安課長

液化石油ガスの販売に関する法令遵守の徹底について（注意喚起）

日ごろから、大阪府の産業保安行政の推進にご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

先般、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第 3 条第 1 項に基づく登録を受けていない事業者が、府内複数市町村に販売所を設置し、液化石油ガスを直接、一般消費者等に販売する事案がありました。

また、その事業者に対して販売していた液化石油ガス販売業者も、高圧ガス保安法第 20 条の 6 に定める引き渡し先の保安状況を明記した台帳を備えていなかったことも判明しました。

つきましては、これら事案の再発防止を図るため、下記のとおり関係法令遵守の徹底について、貴団体所属の事業者に対し、改めて周知いただきますようお願いいたします。

記

【液石法関係】

- 1 液化石油ガスを直接、一般消費者等に販売する事業者は、液石法第 3 条第 1 項に基づく販売事業の登録を受けなければならないこと。
- 2 液化石油ガスの販売にあたっては、府内複数市町村に液化石油ガス販売所を設置する場合は府知事、1 つの市町村に設置する場合は当該市町村長の登録を受けなければならないこと。なお、府以外に他の都道府県に設置する場合は経済産業大臣の登録を受けなければならないこと。

【高圧ガス保安法関係】

液化石油ガスを販売する事業者は、販売先が一般消費者等か否かの確認を行い、販売先が一般消費者等でない場合には、高圧ガス保安法第 20 条の 6 を遵守しなければならないこと。

問い合わせ先
大阪府危機管理室消防保安課
保安グループ 小栗、窪田
電話 06-6944-6653
E-mail shobohoan@sbox.pref.osaka.lg.jp